

要望事項（優先順位 1）

国道367号線沿い東側（八瀬登山口～大原美濃瀬橋間）の樹木伐採

要 旨

国道367号沿いでは、過去に一部枝打ちをしていただきましたが、樹木伐採が必要な箇所がまだありますので、土地所有者との話し合いを行っていただき、道路からはみ出る樹木による、大型観光バスの屋根や側面との接触障害を解消していただくよう、要望します。

回 答

（建設局）

民地から道路にはみ出た樹木の枝の伐採は、当該樹木（又は土地）の所有者が行うことが原則です。今後も地元の皆様の御協力を頂きながら、適切な樹木の管理をお願いしたいと考えています。

なお、道路上に侵入している枝等のうち、大型観光バス等に接触し事故を誘発する恐れがあるもので、緊急性が高いと判断したものは、順次、左京土木事務所で枝打ち等を実施してまいります。